

令和2年第1回定例会（2月議会）

予算特別委員会農林水産分科会
農林水産委員会
付託議案関係資料

（補正予算関係）

令和2年2月20日

農 林 水 産 部

目 次

○ 補正予算関係

1 農地中間管理総合対策事業〔農林政策課〕 ----- 1

2 県有地環境調査事業に係る債務負担行為の設定について〔畜産振興課〕 ----- 2

○ その他

3 大潟村方上地区土地取得整備等資金貸付金の債権放棄について
〔農林政策課〕 ----- 3

1 農地中間管理総合対策事業

農林政策課

1 補正内容

単位：千円

事業内訳	予算現計	補正額	補正後
(1) 農地中間管理事業	220,350	△14,750	205,600
(2) 農地売買支援事業	15,312	—	15,312
(3) 機構集積協力金交付事業	732,101	△512,897	219,204
(4) 人・農地問題解決加速化支援事業	1,600	△592	1,008
(5) 条件不利農地を担う経営体支援事業	32,778	△6,405	26,373
(6) 農地流動化助成金返還金	—	2,282	2,282
計	1,002,141	△532,362	469,779

2 事業内容

(1) 農地中間管理事業

農地中間管理機構が行う農地の賃貸借や管理に要する経費の実績見込みによる減額
補正額 △ 14,750千円 (220,350千円 → 205,600千円)

(3) 機構集積協力金交付事業

農地中間管理機構に農地を貸し付けた個人・地域への交付金等の実績見込みによる減額

- ・ 経営転換協力金 (交付単価と対象者の減)
補正額 △399,895千円 (487,360千円 → 87,465千円)
- ・ 耕作者集積協力金 (制度廃止による減)
補正額 △ 14,863千円 (14,863千円 → 0千円)
- ・ 地域集積協力金 (対象面積の減)
補正額 △ 98,039千円 (229,778千円 → 131,739千円)
- ・ 推進事業費
補正額 △ 100千円 (100千円 → 0千円)

(4) 人・農地問題解決加速化支援事業

「人・農地プラン」の実質化に要する経費の実績見込みによる減額
補正額 △ 592千円 (1,600千円 → 1,008千円)

(5) 条件不利農地を担う経営体支援事業

条件不利農地を借り受けた経営体への支援に要する経費の実績見込みによる減額
補正額 △ 6,405千円 (32,778千円 → 26,373千円)

(6) 農地流動化助成金返還金

過年度に交付した農地流動化関連助成金のうち、交付要件を満たさなくなった対象者の国への返還金

補正額 2,282千円 (0千円 → 2,282千円)

2 県有地環境調査事業に係る債務負担行為の設定について

畜産振興課

大潟村にある県有地を農地として活用するため、稀少鳥類である「チュウヒ」の営巣状況等を調査する。

1 事業内容

(1) 実施内容

チュウヒの生育・繁殖状況及び植生に係る環境調査

(2) 調査場所

南秋田郡大潟村 8 番地 (38.65ha)

(3) スケジュール

調査項目	調査内容	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
ア 定点観測調査	チュウヒの飛来状況の把握		←→ (6回)							
イ 営巣地探索調査	チュウヒの営巣地の有無を確認			←→ (2回)						
ウ 繁殖状況確認調査	繁殖状況の観察・記録・写真撮影			←→ (4回)						
エ 植生調査	対象地区の植生把握						←→ (1回)			
オ 調査結果とりまとめ	データの整理、報告書作成		←→							

2 事業主体

県

県有地(大潟村 7, 8 番地)位置図



3 債務負担行為限度額

6,071 千円

4 債務負担行為設定の理由

4 月早々から調査を行う必要があり、年度内に契約手続きを進めるため。

3 大潟村方上地区土地取得整備等資金貸付金の債権放棄について

農林政策課

公益社団法人秋田県農業公社に対する債権（貸付金）について、大潟村方上地区の土地価格の評価替え等に伴い、その一部を放棄する。

1 債権（貸付金）の概要

- (1) 債権額（貸付金残高）： 1,654,330,717円
- (2) 債務者： （公社）秋田県農業公社（旧秋田県農地管理公社）
- (3) 貸付年度： 昭和58年度～平成13年度
- (4) 貸付理由： 大潟村方上地区の土地取得に伴う国営事業負担金、事業団賦課金、土地改良区賦課金納入等の資金
- (5) 貸付利率及び期間： 無利息、土地売却時まで
- (6) 償還方法： 土地売却代金による償還

2 土地（農地）の概要

(1) 土地取得等の経緯

ア 国から配分を受けた大潟村方上地区の農地は、県の入植用地等として、昭和52年に旧農地管理公社が取得した。

イ その際、県と東北農政局において、土地配分並びに管理及び売渡しが全て終わるまで、県が必要な負担を行うなどの覚書を交わし、旧農地管理公社に対し土地取得整備等資金を貸付けしてきた。

(2) 土地売却の状況等

ア 配分農地559.6haのうち、これまでに317.8haが売却されたが、241.8haが未売却となっていた。

配分農地	559.6ha	
売却済（S57～H28年）	317.8ha	県の入植用地、肉用素牛生産供給基地用地等
未売却	241.8ha	地目：田、現況：雑種地

イ これまで土地の売却及び利活用を推進してきたが、絶滅危惧種となっている動植物（チュウヒ、イトクズモ）の存在が確認されたため、平成25年、専門家等による利活用検討委員会を開催した。その結果、未売却地（241.8ha）のうち118.2haについて、自然環境に配慮しつつ、段階的に利活用する方向性が示されたことから、3期にわたり売却することとした。

ウ 平成27年から1期分（3筆16ha）の入札を行い、3回目で落札した。

入札回	入札年月	落札状況及び価格	予定価格	予定価格根拠
1	H27.3月	不調（応札者なし）	684,120円/10a	貸付金額相当
2	H30.3月	不調（応札者なし）	513,090円/10a	25%減免
3	H31.4・R1.7月	76,770千円(480,663円/10a)	478,884円/10a	30%減免

※ 2回目以降の入札予定価格は、県普通財産取扱要領を準用し減免した額

※ 県への償還金は、令和2年度に当該農地の所有権移転が完了した後に納入

3 債権放棄について

(1) 債権放棄額 491,996,666円

< 算定式 >

(帳簿価額684,120円/10a - 実勢価額480,663円/10a) × (対象面積241.8185ha)

(2) 債権放棄が必要な理由

農業公社に対する債権（貸付金）について、以下の理由からその一部を債権放棄する。

ア 農業公社の会計上の対応

- ・ 農業公社では、令和元年度決算において、公益法人会計基準に基づき、時価の下落に伴う帳簿価額の評価替え（減損処理）を行うこととなり、その際、資産と負債（借入金）の収支バランスを保つことが必要。

イ 農地利活用（売買・貸借）の促進による県負担の縮減

- ・ これまで、3回の入札を行い1名の応札者のみであった経緯を踏まえ、今後、残存地の利活用を進めるためには、実勢価額（480,663円/10a）を基に、売却や賃借を行うことが必要。
- ・ 利活用の推進により、土地改良区賦課金納入等に対する県補助金の縮減や、当地区で計画されている国営かんがい排水事業費の負担責任が明確化。

4 今後の対応

引き続き、売却や賃借を促し、貸付金の早期償還を求める。

方上地区位置図



方上地区詳細図

